

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

津別町地域包括支援センター  
指定介護予防支援事業所

## 1 基本方針

本事業所は、利用者及び職員等(以下「利用者等」という。)の健康と安全を守るため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を策定し、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 感染症対策委員会の設置

- (1) 事業所は、利用者等の感染症予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 事業所における委員会の運営責任者は事業所管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当するもの」(以下「担当者」という。)とする。
- (3) 委員会は、定期的(おおむね1年に2回以上)かつ必要な場合に担当者が開催する。
- (4) 委員会の開催にあたっては、必要に応じてWeb会議等を活用して行うことができる。  
なお、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行うことも差し支えない。
- (5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
  - ① 事業所内感染対策の立案
  - ② 指針・マニュアル等の整備
  - ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
  - ④ 感染症発生時の対応(対応・報告)
  - ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
  - ⑥ 事業所内の感染症対策実施状況の把握及び評価

## 3 平常時の対策

- (1) 事業所は、利用者等の健康と安全を守るため平常時の対策は次のとおりとする。
  - ① 利用者等の健康管理
  - ② 標準的な感染予防策
  - ③ 事業所内の衛生管理

## 4 感染症発生時の対応

- (1) 事業所は、感染症が発生した場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を優先することとし、対応は次のとおりとする。
  - ① 発生状況の把握
  - ② 感染拡大の防止
  - ③ 町への報告
  - ④ 関係機関、医療機関との連携

## 5 職員に対する研修の実施

(1) 事業所は、職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的として「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施(年2回以上)
- ② 新規採用者へ感染対策の基礎に関する研修を実施(必須)
- ③ 訓練（シミュレーション）を年1回以上実施

## 6 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員や利用者等が閲覧できるようにする。

## 7 その他

本指針の変更および廃止は、委員会において決定する。

## 附 則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。